

令和8年第10回 教育委員会定例会会議録

佐野市教育委員会 教育長 松本美智代は、令和8年8月27日第10回佐野市教育委員会定例会を佐野市役所201～203会議室に招集した。

1 出席委員は、次のとおりである。

教	育	長	松	本	美智代
委		員	伊	藤	弘 教
委		員	茂	木	郁 夫
委		員	浦	野	祐 子

2 欠席委員は、次のとおりである。

教	育	長	職	務	代	理	者	駒	形	忠	晴
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 この会議の説明員は、次のとおりである。

教	育	部	長	川	村	大				
教	育	総	務	課	長	川	田	泰		
学	校	適	正	配	置	課	長	岩	上	正
学	校	管	理	課	長	安	部	直	美	
学	校	教	育	課	長	舘	野	道	明	
教	育	セ	ン	タ	ー	所	長	岸	裕	子
生	涯	学	習	課	長	亀	山	佳	弘	
(兼務)少年指導センター所長										
文	化	財	課	長	窪	順	也			

4 この会議の書記は、教育総務課 総務係長 須藤弘美、総務係 田名網涼である。

5 付議事件

報告第1号 佐野市教育委員会に属する会計年度任用職員の任用について

報告第2号 損害賠償額の決定及び和解について

議案第1号 佐野市教育委員会に属する特別職の職員（佐野市いじめ問題対策委員会委員）の委嘱について

議案第2号 令和8年度佐野市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会関係部分)について

6 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 前回会議録の承認について
- 日程第 4 教育長報告事項について
- 日程第 5 報告第1号について
- 日程第 6 報告第2号について
- 日程第 7 議案第1号について
- 日程第 8 議案第2号について

7 会議の要旨

開会時間 午後2時00分

松本教育長 これより、令和8年第10回 佐野市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、お手元の議事日程のとおり進めてまいります。

まず、日程第1 会期の決定についてでございますが、本日1日間ということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

松本教育長 ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日、1日間と決定いたしました。

松本教育長 次に、日程第2 会議録署名委員の指名についてでございますが、本日の会議録は、茂木委員さんと浦野委員さんをお願いいたします。

松本教育長 次に、日程第3 前回会議録の承認についてでございますが、前回7月24日定例会の会議録につきましては、すでに各委員さんに送付してございますが、原案のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

松本教育長 ご異議ありませんので、原案のとおり承認されました。

松本教育長 次に、日程第4 教育長報告事項について、ご説明申し上げます。
(松本教育長説明)

松本教育長 只今の教育長報告事項について、ご質疑はございませんか。

松本教育長 ご質疑もないようですので、日程第4の教育長報告事項を終わります。

--【報告第1号の審議】--

松本教育長 次に、日程第5 報告第1号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 (報告第1号の説明)

松本教育長 事務局の説明が終わりました。
この件につきまして、ご質疑はございませんか。

松本教育長 ご質疑もないようですので、お諮りいたします。報告第1号につき
ましては、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

松本教育長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

--【報告第2号の審議】--

松本教育長 次に、日程第6 報告第2号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

文化財課長 (報告第2号の説明)

松本教育長 事務局の説明が終わりました。
この件につきまして、ご質疑はございませんか。

松本教育長 ご質疑もないようですので、お諮りいたします。報告第2号につき
ましては、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

松本教育長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

--【議案第1号の審議】--

松本教育長 次に、日程第7 議案第1号についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

学校教育課長 (議案第1号の説明)

松本教育長 事務局の説明が終わりました。
この件につきまして、ご質疑はございませんか。

松本教育長 ご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第1号につき
ましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

松本教育長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

--【議案第2号の審議】--

松本教育長 次に、日程第8 議案第2号についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

教育総務課長ほか（議案第2号の説明）

松本教育長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質疑はございませんか。

伊藤委員 この第3表の地方債補正というところで、限度額を変更するという
ことでご説明いただきました。この償還の方法のところに「繰上償還
若しくは低利に借換えすることができる」と書いてありますが、これ
は償還の期限があると思うのですが、例えば償還期限が来たら一度
に全部償還するという考えなのか、少しずつ償還して最終的に全部
償還しきることなのか、実際どういうふうに行われているか
ということをお教えいただきたいと思います。

教育部長 返済の方法とすると、本市の場合、半年賦元利均等償還方式での返
済が一般的です。つまり、半年に1度の年2回の返済です。返済期限
は、その市債対象物の耐用年数が返済の期間となります。

そこで、繰上償還を行う場合、残元金のほか残利子の8割程度を「補
償金」として支払うこととなります。この補償金を支払ってまで、繰
上償還すべきか、それとも、そのまま返済を継続すべきか、どちらが
市にとってメリットがあるのかを判断します。その際の留意事項は、
対象となる返済が地方交付税措置のある場合、これを繰上償還しま
すと、次年度以降の、本市の歳入予算である「普通地方交付税」が減
額になります。このことも含めて、中長期的な財政計画の見通しを立
てて、繰上償還の実施の有無を総合的に判断することとなります。

こうした検討を経て繰上償還を実施するわけですが、あらかじめ予
算の一部として、「繰上償還若しくは低利に借換えすることができる」
旨の記述がなければ、法令上の定めにより実施できませんので、この
ように記載しております。

伊藤委員 よくわかりました。次の質問ですが、給食費に関するところで、歳
入で給食費負担軽減交付金があつて、歳出の方で学校給食費相当の
支給事業ということで追加がありました。先ほどの説明ですと、長期
休業の児童生徒の分の追加というような話でしたが、具体的にどの
ような形での追加ということになるのでしょうか。

学校管理課長 当初予算では、アレルギーや宗教上の理由で給食を食べられないお
子さんに対する予算は計上しておりましたが、このときは国や県の方
で非喫食者のお子さんに対する補助の範囲の考え方が示されてい

なかったのですが、国の方でも長期休業のお子さんに対して現金支給をしても対象とするという考え方が示されましたので、今回の補正予算で追加させていただく形になります。

伊 藤 委 員 よくわかりました。ありがとうございます。最後にもう一つ質問ですが、校務用パソコンを5年リースから購入に変更して、6ヶ年で入れ替えていく予定だというようなご説明をいただきましたが、やはり5年たって一遍に入れ替えることによるメリット・デメリット、あるいは少しずつリプレイスしていくことのメリット・デメリットがあると思いますので、そのあたりは十分お考えいただいたものと思いますが、今回こういう購入に変更することによるメリットとデメリットをご説明いただきたいと思います。

教 育 部 長 パソコン調達について、リースがいいのか、購入がいいのかを考えることとなります。国際情勢の影響かと推察されますが、今般、リース価格、購入価格ともにかなり高騰しましたので、財政当局からパソコン調達に関し、費用の見直しを指示されました。そこで、費用負担の平準化を図るため、6年をかけて全台数を新規購入することとなりました。

また、5年後の令和13年度に、栃木県内すべての自治体で、校務システム共同調達ということで、統一が予定されています。

伊 藤 委 員 それは校務システムだけでなく機材から県で統一ということですか。

教 育 部 長 共同調達で統一するのは校務システムだけになりますので、校務用パソコンの端末は自治体ごとに整備することとなります。

現在、財政当局との協議では、6年をかけて新規購入と考えていますが、購入価格が変動する場合には、リースによる調達も考えられます。

伊 藤 委 員 リースとなると5年間で固まってしまうますが、少し柔軟性、弾力性を持たせて、ということですか。

教 育 部 長 最終的な判断は、財政当局との協議によるところとなります。

伊 藤 委 員 そうするとこれは予算としては単年度ごとに調べて、そのときの情勢によって協議するということですね。わかりました。

茂 木 委 員 今の校務用パソコンのことでちょっと教えていただきたいのですが、今回の新規導入というのは、いわゆるハード面のみということでしょうか。新規導入したパソコンにも同じソフトが入っていること

になりますか。

教 育 部 長 新たに調達するのは、ハード面のみです。基本的に、本市では、現行のソフトウェア「C 4 t h」を継続使用します。共同調達以降において、使用するソフトウェアがC 4 t hになるのか、違うものになるのか、については、現時点では分かりかねます。

茂 木 委 員 同じソフトがそのまま入るのであれば、人事異動で違う学校にいったとしても全く同じものとして使うことができるというメリットがあるなとは思いましたが、時代が変化していく中で、より良いソフトなどを入れていく必要性も実際あるのかとも思いまして、そのあたりがわからなかったので、お聞きしたところです。

教 育 部 長 令和13年度の共同調達を控えていることから、現行のソフトウェアを継続使用することが基本となります。

浦 野 委 員 パソコンの入替について、国際的な情勢もあってかなり値上がりしているとの話がありましたが、本当に個人の生活でもかなり物価高になっています。校務用パソコンについても、購入がいいのか、リースがいいのか、修繕はどうか、いろいろあるなかで先を見据えて検討していかなければならないのだなと感じました。本当にお疲れ様です。

松 本 教 育 長 ほかにございますか。ほかにご質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第2号につきましては、原案のとおり可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

松 本 教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

松 本 教 育 長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、令和8年第10回 佐野市教育委員会 定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時35分

上記会議録が正当であることを証するため、ここに署名する。

令和8年8月27日

佐野市教育委員会

教育長

委 員

委 員
